

# ○葬送式における内閣総理大臣名の供花について（通達）

昭和46年4月8日

海幕総第 1910 号

改正 平成19年2月2日 海幕総第872号〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達等の整備について（通達）第14による改正〕

平成19年8月31日 海幕総第6096号〔防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達等の整備について（通達）第38による改正〕

平成27年10月1日 防官文（事）第18号〔防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係通達（事務次官通達）の整備等について（通達）第7による改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

## 葬送式における内閣総理大臣名の供花について（通達）

標記について、防衛事務次官から別添のとおり通達があつたので、これに該当すると認められる場合は、「隊員の葬喪に関する達（昭和37年海上自衛隊達第52号）」第5条の規定による事前報告及び上申の際、その旨を付記されたい。

添付書類：防人1第2105号

防人1第2105号  
45. 9. 22  
改正：防人計第354号  
19. 1. 9  
改正：防人計第4888号  
19. 8. 31  
改正：防官文(事)第18号  
27. 10. 1

大臣官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
技術研究本部長  
装備本部長  
防衛施設庁長官

#### 事務次官

#### 葬送式における内閣総理大臣名の供花について（通達）

自衛隊の礼式に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第14号）第66条の規定に基づき葬送式を行う場合であって、防衛大臣が次の各号の1に該当すると認め内閣総理大臣の了解を得たときには、内閣総理大臣名の供花を行うこととされたので、大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監若しくは地方防衛局長又は防衛装備庁長官は、次の各号の1に該当すると認める場合には、その旨適宜の方法で人事教育局長に通知し、人事教育局長の指定するところに従って内閣総理大臣名の供花を準備されたい。

- 1 災害派遣により派遣され一身の危険を顧みることなくその職務を遂行したため死亡した場合
- 2 自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機、艦船その他防衛の用に供する物又は施設を防護するため、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行したため死亡した場合
- 3 司法警察職員として一身の危険を顧みることなくその職務を遂行したため死亡した場合
- 4 航空従事者たる隊員、航空業務に関する技能の修得を命ぜられている隊員又は機上で勤務することを命ぜられている隊員が航空機にとう乗して職務に従事中その職務に特有

な事故により死亡した場合

- 5 空挺隊員、空挺訓練生若しくは落下さん基地整備員たる隊員又は救難降下員若しくは救難降下訓練生たる隊員が、航空機にとう乗して職務に従事中又は落下さんを利用する降下作業に従事中その職務に特有な事故により死亡した場合
- 6 潜水艦に乗組みを命ぜられた隊員が潜航中の潜水艦内における職務に従事中その職務に特有の事故により死亡した場合
- 7 機雷、不発弾その他危険物の除去若しくは処理又は弾火薬若しくは化学防護弾等に係る危険物の試験若しくは検査に従事中その職務に特有の事故により死亡した場合
- 8 潜水作業中その職務に特有の事故により死亡した場合
- 9 レンジャー訓練、ヘリボーン訓練その他自衛隊特有の業務、訓練及び演習時における事故により死亡した場合
- 10 第1 級賞詞以上の表彰を受けた隊員が公務により死亡した場合11 その他内閣総理大臣名の供花を行うことが適当である場合